	救命索発射銃
	サバイバースリング又は救助用縛帯
	平担架
	ロープ
	カラビナ
	滑車
［略］	都市型ロープレスキュー器具一式※

隊員保護用器具	革手袋
	耐電手袋
	墜落制止用器具
	防塵メガネ
	携帯警報器
	防毒マスク
	化学防護服（陽圧式化学防護服を除く。）※※
	陽圧式化学防護服※※
	耐熱服※
	放射線防護服（個人用線量計を含む。）※※
［略］	［略］
［備考　略］	

別表第二（第四条―第六条関係）

分類	品名
［略］	［略］
その他の救助用器具	緩降機
	発電機
［備考　略］	

	救命索発射銃
	サバイバースリング又は救助用縛帯
	平担架
	ロープ
	カラビナ
	滑車
［同上］	

隊員保護用器具	革手袋
	耐電手袋
	安全帯
	防塵メガネ
	携帯警報器
	防毒マスク
	化学防護服（陽圧式化学防護服を除く。）※※
	陽圧式化学防護服※※
	耐熱服※
	放射線防護服（個人用線量計を含む。）※※
［同上］	［同上］
［備考　同上］	

別表第二（第四条―第六条関係）

分類	品名
［同上］	［同上］
その他の救助用器具	緩降機
	ロープ登降機
	救助用降下機※
	発電機
［備考　同上］	

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

この省令は、令和九年四月一日から施行する。